

学校法人昭和医科大学寄附行為施行細則

(目 的)

第1条 この施行細則は、学校法人昭和医科大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）を実施するために定める。

(理事候補者の選出方法)

第2条 寄附行為第11条第1項第2号、第3号および第4号に規定する理事は、理事会に候補者推薦委員会を設置して候補者を選出し、理事会の審議を経て評議員会へ推薦する。

2 寄附行為第11条第1項第2号の規定により選任される理事のうちには、医学部、歯学部、薬学部および保健医療学部の者が含まれるよう候補者を選出するものとする。

3 寄附行為第11条第1項第2号に規定する理事の候補者を推薦する場合、第1項の候補者推薦委員会の構成員は、理事長、学長および理事会において選出された理事3名以内および寄附行為第31条第2項第1号に規定する評議員とする。

4 寄附行為第11条第1項第3号および第4号に規定する理事の候補者を推薦する場合、第1項の候補者推薦委員会の構成員は、理事長、学長および理事会において選出された理事3名以内とする。

5 寄附行為第11条第1項第4号に規定する理事について、第1項の候補者推薦委員会は、4学部各同窓会から提出された4学部各同窓会に届出のあった候補者の名簿のうちから候補者を選出するものとする。

(監事候補者の選出方法)

第3条 寄附行為第14条第1項に規定する監事および第2項に規定する常勤監事は、理事会に候補者推薦委員会を設置して候補者を選出し、評議員会に推薦する。

2 監事のうち少なくとも1名は、卒業生選出の者をもってこれにあてるとし、4学部各同窓会から提出された4学部各同窓会に届出のあった候補者の名簿のうちから、候補者を選出するものとする。

3 第1項の候補者推薦委員会の構成員は、理事長、学長および理事会において選出された理事3名以内とする。

(評議員候補者の選出方法)

第4条 寄附行為第31条第2項第1号および第2号に規定する評議員は、理事会に候補者推薦委員会を設置して候補者を選出し、理事会へ推薦する。

2 寄附行為第31条第2項第2号に規定する評議員について、前項の候補者推薦委員会は、本学職員以外の者で4学部各同窓会から推薦された者のうちから、4学部各同窓会長の意見を参考にして候補者を選出するものとする。

3 寄附行為第31条第2項第3号に規定する評議員は、理事会に候補者推薦委員会を設置して候補者を選出し、理事会の審議を経て評議員会へ推薦する。

4 寄附行為第31条第2項第1号に規定する評議員の候補者を推薦する場合、第1項の候補者推薦委員会の構成員は、理事長、学長および理事会において選出された理事3名以内および寄附行為第31条第2項第1号に規定する評議員とする。

5 寄附行為第31条第2項第2号に規定する評議員の候補者を推薦する場合、第1項の候補者推薦委員会の構成員は、理事長、学長および理事会において選出された理事3名以内とする。

6 寄附行為第31条第2項第3号に規定する評議員の候補者を推薦する場合、第3項の候補者推薦委員会の構成員は、理事長、学長および理事会において選出された理事3名以内とする。

(会計監査人候補者の選出方法)

第5条 寄附行為第51条に規定する会計監査人は、理事会に候補者推薦委員会を設置して候補者を選出し、理事会の審議を経て監事へ推薦する。

2 前項の候補者推薦委員会の構成員は、理事長、学長および理事会において選出された理事3名以内とする。

(執行役員)

第6条 理事会が決定した方針に基づき、理事長及び担当理事の命を受け、担当部門の職務執行に対して責任を負う執行役員を置くことができる。

2 執行役員は評議員を兼ねてはならない。

3 執行役員について必要な事項は、「執行役員規程」に定める。

附 則

1. この施行細則は、平成3年8月9日から施行する。
2. この施行細則の施行日をもって「寄附行為申し合わせ事項」(昭和53年9月7日施行)は廃止する。
3. この変更施行細則は、平成7年7月24日から施行する。
4. この変更施行細則は、平成18年1月20日から施行する。
5. この変更施行細則は、平成18年5月26日から施行する。
6. この変更施行細則は、平成21年9月9日から施行する。
7. この変更施行細則は、平成23年10月26日から施行する。
8. この変更施行細則は、平成28年4月1日から施行する。
9. この変更施行細則は、平成29年4月1日から施行する。
10. この変更施行細則は、令和2年5月26日から施行する。
11. この変更施行細則は、令和7年4月1日から施行する。